

(公財)飯島藤十郎記念食品科学振興財団
2025 年度外国人留学生研究助成募集要領

1 助成の趣旨

この助成は、在日する外国人留学生の研究環境を改善し、研究内容の向上、充実を通して、食生活・食文化の向上、健康の増進及び食品産業の発展に寄与するとともに、助成を受けた留学生が帰国後、行政機関、民間企業、学界等における活動を通じて出身国に貢献されることを期待して実施するものです。

2 助成対象

本財団が指定する分野の食品科学等に関する研究を行う外国人留学生であって、当該外国人留学生の指導教員の申請に基づき、指導教員に研究助成金を交付します。

3 助成対象となる研究分野

米麦その他の主要食糧等を原料とする食品に関して次の①～③に掲げる分野に係る食品科学等の研究とします。

- ① 生産・加工・流通に関する基礎的研究
- ② 製造技術及び品質保持技術の開発に関する研究
- ③ 安全・衛生、栄養・機能等に関する研究

4 申請要件

次の要件のすべてを満たす留学生および指導教員とします。

- (1) 中国、台湾、韓国、アセアン諸国をはじめとするアジア地域等の国籍で日本に留学している者であること。
- (2) 上記3に指定する研究分野を専攻する大学院生(博士課程後期相当)であること。
なお、2026年4月までに博士課程後期等へ進学する予定の者も含める。
- (3) 2026年4月1日時点の年齢が満40才未満の留学生であること。
- (4) 当該外国人留学生の指導教員の所属する機関長(研究科長以上)の推薦が得られること。
また、指導教員1名につき申請は1件に限り、機関長の推薦件数は2件以内とします。
なお、連合農学研究科においても構成大学毎に推薦件数を2件以内とします。
- (5) 留学生本人が本助成を過去に受けていないこと。
- (6) 当財団の「国際学術会議等開催援助」を除き、当財団の他の助成事業と重複申請はできません。また、他の民間研究助成との重複助成は行いません。

5 助成金額及び助成期間等

- (1) 助成金額は1件当たり100万円以内とし、助成件数は10件内外とします。
- (2) 助成金額は、留学生の研究計画及びその研究に要する経費などから、適切な必要額を算出します。
- (3) 助成期間は交付後、原則1カ年(2026年4月～2027年3月)とします。

6 助成対象となる費用

研究に直接必要な経費。

以下①～④に記載した費用は、原則として対象外です。

- ① 申請者及び共同研究者が所属する組織の間接費・管理費・共通経費
- ② 汎用性のある機器(例:パソコン、ファクシミリ、複写機)の購入費
- ③ 国内で開催される学会大会への参加費・旅費・宿泊費
(但し、助成対象課題の研究発表を行う場合は必要な経費に含めることができる。)
- ④ 海外で開催される国際会議への参加費・旅費・宿泊費

※海外で開催される国際会議への参加は、「研究者の海外派遣援助」事業の助成を利用できます。詳しくは当財団までお問い合わせください。

7 申請方法(電子申請)

申請の具体的な方法・手順等については、当財団のホームページ(<https://www.iijima-kinenzaidan.or.jp>)の左側にあるメニュー「研究助成等の募集」をクリックして、「外国人留学生研究助成」を参照してください。

このうち、「申請書記入要領」に全体の流れが記載されておりますので、まずこちらをご一読していただいてから、具体的な申請作業を行うことをお勧めします。「申請書記入要領」等は8月下旬に当財団ホームページにアップされます。

なお、郵送による申請を希望される場合は、個別に財団事務局までご連絡願います。

8 電子申請の受付期間

2025年9月1日(月)午前10時～11月28日(金)午後5時まで

9 選考方法

事務審査の後、選考委員会の議を経て理事会で決定します。

10 決定通知

採否の結果は2026年3月末日までに、申請時に入力されたメールアドレス宛に、申請者に通知します。

11 申請後に指導教員が交替された場合

交替が確実になった時点で、新指導教員の所属、氏名を速やかに連絡してください。

12 助成金の交付および贈呈式

助成金の交付にあたり、2026年4月に予定している説明会を兼ねた助成金贈呈式へ出席していただき、その後速やかに交付します。

13 報告

研究成果及び助成金の使途については、2027年4月末日までに報告願います。なお、研究成果については当財団の年報等に掲載し公表します。

14 返金等

助成を受けた研究者が、次のいずれかに該当するときは、助成金の一部または全ての返金を求める場合があります。また、助成金の交付前であれば交付を中止する場合があります。

- ① 必要な報告書や書類が提出されなかった場合
- ② 対象となる研究活動等が中止になった場合
- ③ 助成金に余剰が発生した場合
- ④ 虚偽の申し出又は報告を行った場合
- ⑤ その他、当財団が不適切な行為・支出と認める事案が発生した場合

15 その他

研究成果の報告後、留学生の皆さんがどのように本助成成果を生かして活動されているか等についてフォローアップ調査を行う場合がございますが、その際にご協力をお願いします。

* 応募お問い合わせ、申請書送付先

(公財)飯島藤十郎記念食品科学振興財団
〒272-0034 千葉県市川市市川1丁目9番2号サンプラザ35ビル6F
TEL 047-323-5580 FAX 047-323-6400
E-mail info@iijima-kinenzaidan.or.jp 担当 井上・細谷